

2017年2月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

山本拓福井事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

1/31 政府は「避難勧告等に関するガイドライン」を大幅改定

政府が作成している「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」には、主に避難勧告、避難指示の判断及び災害切迫時の情報伝達について記載されていましたが、市町村等から住民に対しての平時からの情報提供等については十分な記載はなく、過去の台風10号による水害では、その土地の災害リスクや避難情報の意味が住民に十分伝わっておらず、住民の避難行動の遅れによって多数の死者が発生してしまいました。

それらを踏まえ、政府は1月31日、従来のガイドラインを改定し、市町村から住民への情報提供の在り方等について記載した『避難勧告等に関するガイドライン（避難行動・情報伝達編）』を策定し公表しました。

以前の内容から特に大きく変更となったのは、「平時からの情報提供」と、「映像や画像情報を活用した情報提供」です。

以下、ガイドラインで新たに大きく変更された部分を紹介いたします。

-市町村の責務-

市町村は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及をはかるとともに、災害時には居住者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

市町村長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により的確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。

そこで、市町村長の発令する避難勧告、避難指示（緊急）は、居住者等に対する強制力はないものの、拘束力の程度が異なることから、市町村は災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を使い分けて発令すべきである。

あわせて、居住者等は「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが期待される。

-平時からの情報提供-

市町村は、居住者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について、その考え方も含めて説明を徹底すべきである。特に、避難行動に関しては、居住者等が最終的に判断しなければならないことを確実に伝えるべきである。

そこで、市町村は、居住者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の防災関連情報を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、居住者等に対して、防災関連情報の入手手段や活用方法等について平時から周知しておくべきである。

-映像や画像情報を活用した情報提供-

市町村は、川の映像情報等の情報提供、居住者等が避難しなければならないと思うような情報提供を実施することが望ましい。

つまり、市町村は、災害のおそれがある各段階で、居住者等が自らの判断による避難を促すため、防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、居住者等が適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、市町村は、災害のおそれがある時に居住者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国や都道府県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報が示す内容とその入手方法等について分かりやすく周知すべきである。

※例：河川の水位に関する情報としてカメラによる河川の画像情報の提供

-その他の主な改定事項-

●情報伝達手段の多様化

避難勧告等を居住者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。

本ガイドラインに記載された情報伝達手段は現時点の技術や知見を前提としており、衛生通信やV-Lowマルチメディア放送等、今後の新たな技術や知見を踏まえ、より効果的な手段を利活用することが望ましい。

●市町村長避難に関する発令の名称等変更

- ・避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始
- ・避難勧告 ⇒ 避難勧告
- ・避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）

●要配慮者等の避難の実効性の確保

-ガイドライン改定により必要な対応-

今回のガイドラインの改定により、市町村による平時からの情報提供に加え、映像や画像による情報提供により居住者等の避難を促すことが必要であると示されました。また、情報伝達手段の多重化も明記されています。

そのことから、市町村は、今までのように防災行政無線（屋外拡声器等）や消防団や警察による音声等の呼びかけのみならず、情報収集と情報伝達の二段階において、直感的・視覚的に危険性を判断する材料となる画像や映像を送受信できる手段を用意する必要があります。

そのため、鮮明な画像をより速く確実に送るための画像圧縮方法やそれに対応したデジタル無線機器等の普及が喫緊の課題となっています。

災害については「三十六計逃げるに如かず」で、生命を守るためには避難することが一番であり、市町村はその避難を居住者等がいち早く判断できるよう情報提供をしなければなりません。災害による死傷者を出さないため、今後も課題解決に向け全力で取り組みます。

平成 28 年度第 3 次補正予算 成立

昨年 12 月 22 日に閣議決定されていた平成 28 年度第 3 次補正予算案が、衆議院で 1 月 27 日に可決し参議院に送付され、1 月 31 日に参議院でも可決し成立しました。

【平成 28 年度第 3 次補正予算の概要】

(1) 災害対策費 1,955 億円

- 昨年 8 月末の北海道・東北の豪雨・台風災害等への対応として、災害復旧や農業支援等を実施。
 - ・公共土木施設等の復旧災害等 (1,093 億円)
 - ・集荷場所や畜舎・ハウス等の再建支援、次期の作付け支援等 (61 億円)
- 熊本地震からの復旧・復興に対して、災害廃棄物の処理費用の不足分等を追加。
 - ・災害等廃棄物処理 (281 億円)
 - ・グループ補助金の実施 (183 億円)

(2) 国際機関分担金及び拠出金等 1,685 億円

- 本年度中に実施することが判明した、国際機関等にする分担金や拠出金を負担 (国連 PKO や難民支援等)。
 - ・国連 PKO 分担金 (360 億円)
 - ・中東における人道・テロ対策・社会安定化支援 (590 億円)
- テロ情勢の悪化を受け、国際機関等を通じて、アジア諸国のテロ対策能力向上の支援を実施。
 - ・国連薬物・犯罪事務所拠出金 (14 億円)
 - ・世界税関機構拠出金 (9 億円)

(3) 自衛隊の安定的な運用態勢の確保等 1,706 億円

- 弾道ミサイル攻撃への対応や警戒監視体制の強化等、自衛隊の安定的な運用態勢の確保。
 - ・哨戒機、潜水艦等の装備品の更新・購入等 (1,131 億円)
 - ・装備品の維持装備に必要な部品・修理費等 (464 億円)

〈空き家活用〉住宅セーフティネット法改正案

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)への賃貸住宅の確保のための住宅セーフティネット法の改正案が今国会に提出されます。

【改正の背景】

高齢単身者が今後 10 年で 100 万人増加する見込みであること、若年層の収入減少傾向、子どもの事故・騒音や孤独死等への不安からくる入居拒否、人口減少の中で公営住宅の大幅増は見込めないが民間の空き家・空き室が増加傾向であることから、空き家等を活用し住宅セーフティネット機能を強化する必要があるため。

【改正案の概要】

●地方公共団体による供給促進計画策定

国の基本方針(既存)に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定。

●登録制度の創設

空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録(構造・設備・裕香面積等の登録基準への適合が必要)。都道府県等が登録住宅の情報開示を行うとともに、要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督する。

また、改修費を住宅金融支援機構の融資対象に追加する(その他、平成 29 年度予算案には、専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について、国・地方公共団体による改修費の補助、地域の実情に応じた要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に対する補助も用意されている)。

●住宅確保要配慮者の入居円滑化措置

居住支援協議会(既存制度)の核となる居住支援法人を指定し、同法人による登録住宅の情報提供や入居相談その他の援助を行う。また、同法人等による家賃債務保証も実施する。

【目標】

空き家等を活用する同法改正等により、H32 年度末までに、登録住宅を 17.5 万戸とし、居住支援協議会活動を行う市町村を H28.11 現在の 39%から 80%まで引き上げる。

給付型奨学金制度の創設

経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度として、給付型奨学金制度を創設することとなりました。また、併せて無利子奨学金の大幅な充実を実施します。

-給付型奨学金制度の概要-

■対象校種

大学、短期大学、高等専門学校(4・5年)、専門学校

■家計基準

住民税非課税世帯

■学力・資力基準

○全体を高校等からの学校推薦とし、成績基準の目安等をガイドライン(*)で示しつつ、各学校が定める基準に基づき推薦

*以下のいずれかの要件を満たす者から推薦

①十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、強化の学習で概ね満足できる学習成績を収めている者

※進学の意欲・目的等に関するレポート等を評価

※高校生活全体の中で可愛克服の経験等にも着目

※社会的養護を必要とする学生等への配慮

■学校推薦枠の割り振り方法

一人別枠方式(各学校に1人を割り振り、残りの枠数を各学校の非課税世帯奨学金貸与者数を基に配分)

■給付額

○国公立自宅:月額2万円、国公立自宅外・私立自宅:月額3万円、私立自宅外:月額4万円

※国立大学は授業料減免制度を踏まえ、給付額を調整

○社会的養護を必要とする学生には入学金相当額(24万円)を入学時に追加給付

■給付規模

進学者2万人

■給付方法

毎年度学業の状況等を確認することを前提とした上で給付(適格認定制度により学業状況等を確認)

■給付開始時期

○平成30年度進学者から本格実施

○特に経済的に厳しい状況にある学生を対象として平成29年度から一部先行実施

※私立・自宅外生(ガイドライン①該当者)、社会的養護を必要とする者を対象

-無利子奨学金の大幅な充実-

■非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者(約2万人)も、無利子奨学金の貸与対象とする。

■貸与基準を満たしているにもかかわらず貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消

予算上の制約から貸与できなかった者約2.4万人(H28年度)を解消する。

■卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる所得連動返還型制度を導入

最低返還月額2千円からとする。

■対象規模

進学者約15.1万人(平成28年度は10.7万人)